公益財団法人東京都農林水産振興財団　入札情報
【公表】

整理番号	39
契約番号	8農振財契第877号
件名	森林循環に資する花粉発生源対策（除伐）委託（青梅市二俣尾地内）
入札方法	電子入札システム「ビジネスチャンス・ナビ」上で実施
履行場所	東京都青梅市二俣尾地内
概要	除伐　5.13ha
契約期間	契約確定の日の翌日から令和9年4月2日まで
契約方式	希望制指名競争入札
希望申出要件	①から③のいずれかの要件を満たす者で、本件仕様に対応可能な者 ①東京都における令和7・8年度物品買入れ等競争入札参加有資格者で、「営業種目110：道路・公園等管理」のうち「取扱品目05：枝落し・除草・草刈」又は「取扱品目09：森林整備(伐採)」で登録している者であること。 ②東京都における令和7・8年度物品買入れ等競争入札参加有資格者で、「営業種目133：樹木・緑地等保護」のうち「取扱品目05：除草・草刈（緑地育成）」で登録している者であること。 ③当財団又は官公庁等において同様の業務の契約実績を有する者であること。
格付	問わない
仕様説明会	実施しない
開札予定日時	令和8年12月1日（火）　午前10時00分（入札期間などの詳細は指名通知時に連絡）
希望申出期間	令和8年11月6日（金）午前10時から令和8年11月13日（金）午後4時まで
希望申出方法	電子入札システム「ビジネスチャンス・ナビ」を通じて受け付けます。
希望申出時の提出書類	以下の(1)から(3)までの書類を「ビジネスチャンス・ナビ」上に添付してください。 (1)　希望票 〔様式あり〕（必要事項を記入） (2)　会社概要・実績一覧表 〔様式あり〕（必要事項を記入） (3)　〇希望申出要件①もしくは②に該当する場合 東京都の「令和7・8年度物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票」の写し 及び「令和7・8年度競争入札参加資格審査結果通知書（物品等）」の写し 〇希望申出要件③に該当する場合 契約実績を証明するものの写し（契約書・請書の写しなど）
備考	(1)　指名停止等業者については、東京都に準じて取り扱うものとします。 (2)　指名業者の選定については、当財団指名業者選定基準によるものとします。 (3)　希望票の提出があっても、必ずしも指名されるとは限りません。 (4)　指名通知は、指名した方のみに対して開札予定日の5日前までに行う予定です。 (5)　申込書類に不備がある場合、失格になることがあります。 (6)　関係する会社に該当する場合（親会社と子会社の関係にある場合、親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合、役員の兼任等がある場合）には、同一入札に参加することができません。 (7) 入札結果（落札業者名、落札金額等）については後日公表します。予めご了承ください。 (8)　仕様書添付書類（図面）については、指名通知の際に提示します。
入札に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団　管理課　契約担当 住所　東京都立川市富士見町3-8-1 電話　042-528-0721
仕様内容に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団　森の事業課　花粉対策室 住所　東京都青梅市河辺町6-4-1　青梅合同庁舎内 電話　0428-20-8134

仕　様　書

1　委託件名　森林循環に資する花粉発生源対策（除伐）委託
（青梅市二俣尾地内）

2　工期　　契約確定の日の翌日から80日間

3　委託場所　東京都青梅市二俣尾地内

4　前払金　　支払わない

5　支払方法　検査合格後、適法な請求書を提出した日から30日以内に支払うものとする。

6　その他　　委託業務の実施に当たっては、特記仕様書によること。

除 伐 特 記 仕 様 書

委託件名：森林循環に資する花粉発生源対策（除伐）委託（青梅市二俣尾地内）
委託期間：契約確定の日の翌日から 80 日間

第１章　　総　則

第１条　この特記仕様書は、森林施業標準仕様書［（公財）東京都農林水産振興財団 ］（以下「標準仕様書」という。）でいう特記仕様書で、この施業に適用する。

第２条　この委託の施業に当たっての一般事項は、「標準仕様書」によるものとする。

第３条　「標準仕様書」、「特記仕様書」の記載内容の優先順位については、「特記仕様書」、「標準仕様書」の順によるものとする。

第４条　この委託の施業に当たっては、下記に示す図書を適用する。

１）　標準仕様書（附則－１）　　「受託者提出類様式集」
２）　標準仕様書（附則－２）　　「森林施業記録写真要領」

第５条　標準仕様書、適用図書のうち、この施業に該当しない工種・項目等については適用しないものとする。

第６条　受託者は施業写真の撮影に当たっては、原則として黒板等に、必要事項を記載して被写体と共に写し込まなければならない。

第７条　この委託における施業現場の適正な施工体制の確保等については、標準仕様書によるものとする。

第８条　受託者は、施業着手後に条件が異なった場合等には、関係資料を作成の上、監督員と協議するものとする。

第９条　受託者は、契約後すみやかに「労災保険加入確認書」を東京労働局または所轄労働基準監督署へ提出し、確認を受けたのち発注者へ提出しなければならない。

第10条　受託者の責により他の工作物に損害を与えた場合は、速やかに監督員に報告するとともに応急処置をとり、受託者の負担によりこれを修復しなければならない。

第11条　受託者は、施業の遂行に当たり諸法令や諸規則を厳守し、受託者の責任において厳正に行うものとする。

第12条　受託者は、本仕様書に記載されていない事項及び、本仕様書に疑義が生じたときは監督員と協議し、その指示によるものとする。

第13条　東京都の「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」を遵守するものとする。

第14条　本委託の実施にあたっては、財団の定めた森林管理方針に従いＳＧＥＣ森林認証基準を遵守すること。また、この方針に基づき、重要種の保護に努めることとし、施業時に重要種を発見した場合は、受託者提出書類様式集の様式一12にて報告すること。

なお、林業機械燃料及びチェーンソーオイル等の使用に当たっては、「オイル・燃料の管理指導指針」に基づき水系への流出等のないよう適切な管理を行うこと。

第15条　別紙１「サイバーセキュリティに関する特記事項」を遵守すること。

第２章　提出書類

第16条　受託者は、施業のしゅん功に際し、次のしゅん功図書を提出すること。

１）施業記録写真帳　　紙媒体1部、CD-R（DVD-R）1部

２）状況報告書（記録の報告）　　１部

第３章　　施　業

第17条　除　伐

１）除伐の対象はスギの造林地とする。

２）施業着手前に外周杭を確認し、施業範囲が不明瞭な場合は監督員と協議すること。

３）健全な植栽木の成長の障害となる雑木及びササ・タケ類を除去し、地上に横伏せて整理すること。

４）スギの病害木、枯損木、極端な劣勢木、極端な樹形異常木の除去を行うこと。

５）監督員が除伐の対象木を指示する場合はこれに従うこと。

６）造林木に巻き付いたツル類は切断すること。

７）作業にあたっては、植栽木を損傷しないように十分留意すること。

第17条　下部劣勢枝除去

１）　枝打ち高は地際から2.0ｍを上限として、樹高の概ね1/3までとする。

２）　枝は、樹幹を損傷しないようにして、枝の切り口と樹幹とが平行になるよう、かつ切り口が滑らかになるように枝の付け根から除去すること。

第18条　標柱整備

１）　境界ペイントの塗料は白色とし、容易に剥がれ落ちないものを使用すること。

２）　使用する塗料は、事前に監督員の確認を受けること。

３）　ペイントする立木は、施業地の境目にある植栽木とし、図面の測点（杭）の位置を目安とすること。

４）　ペイントは地際から概ね1.5mの高さにおいて、幹回りに１本（１周）実線を引くこと。

５）　ペイントの太さは概ね20ｃｍ程度とする。

６）　施業地の境目にある植栽木の樹高が低く、４）及び５）の条件を満たさない場合は、標柱整備が視認できるようペイントの高さ及び幅を調整すること。

７）　施業地の境目に植栽木がない場合は、当該箇所から内側で最も近接している植栽木に標柱整備を実施すること。

第19条　その他

１）施業進行に際し、監督員、地権者、周辺工事等との連絡を密に取りトラブル等が起きないよう十分注意すること。

２）施業箇所に一般登山者が立ち入らないよう保安看板等を設置し、現場内に登山者等が立ち入らないよう万全を期すこと。また、下部に林道等がある場合には、通行者に注意を促す旨の案内看板を受託者の責任において設置すること。

３）林野火災には特段の注意を払い、現場では火気の使用は最小限度にとどめ、使用にあたっては安全管理を徹底すること。消火器材を備えるよう努めること。現場に燃料等を持ち込む場合は、消防法令の基準に適合した容器を使用し、火気のないところで取り扱うこと。また、現場で火災が発生した場合は、緊急連絡通報図に従い、迅速に対応すること。

４）この契約の履行に際し、知りえた個人情報を第三者に漏らさないこと。

５）施業箇所内で死んだイノシシを発見した際は、管轄の市町村及び監督員に連絡し、車両のタイヤ及び靴底は消毒すること。

６）上記以外の事項については、監督員と協議すること。

別紙１

サイバーセキュリティに関する特記事項

受託者は、契約書(請書)及び仕様書に定める事項を遵守するとともに、本特記事項に定める事項に従って契約を履行しなければならない。なお、電子情報処理委託に係る特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）及び個人情報に関する特記仕様（以下「個人情報特記仕様」という。）が添付される場合は、これらに定める事項も遵守するとともに、本特記事項とこれらの規定が重複し、又は抵触する場合は、特記仕様書及び個人情報特記仕様の規定を優先して適用するものとする。

第１条　本特記事項の遵守

受託者は、本特記事項に定める各条の事項を遵守しなければならない。

第２条　委託業務実施前の対応

（１）受託者は、委託業務の実施にあたり、財団のサイバーセキュリティポリシーのうち受託者が遵守すべき事項について、財団から説明を受け、これを理解した上で同意書を提出しなければならない。

（２）受託者は、再委託を行う場合、再委託先に対しても前項の説明を行い、同意書を取得するとともに、財団の事前承認を得なければならない。

（３）受託者は、財団が提供する情報資産に対し、委託業務に必要な範囲においてのみアクセスを行うものとし、アクセスを許可する情報の種類と範囲及びアクセス方法について、業務着手前に財団の承認を得なければならない。

（４）受託者は、サイバーセキュリティインシデントへの対応体制を整備・維持し、その体制（本契約の履行に係るサイバーセキュリティ対策の責任者、作業体制、連絡体制及び作業場所）を財団に書面で提出しなければならない。また、体制に変更が生じた場合は速やかに財団に届け出なければならない。

第３条　契約上のセキュリティ要件

（１）受託者は、委託業務の遂行にあたり、以下の事項を遵守しなければならない。

① 個人情報漏えい防止のための技術的安全管理措置の実施

② 委託業務に従事する者への、個人情報保護及びサイバーセキュリティに関する教育・研修の実施

③ 提供された情報の目的外利用及び受託者以外の者への提供の禁止

④ 業務上知り得た情報の守秘義務（本契約の終了後も同様とする。）

⑤ 再委託に関する制限事項の遵守
（再委託を行う場合は事前に財団の承認を得ること。）

⑥ 委託業務終了時における財団の情報資産の返還及び廃棄

（廃棄の場合は復元不可能な方法で行い、廃棄完了を書面で財団に報告すること。）
⑦ 定期報告義務、サイバーセキュリティインシデント発生時の報告及び対応義務
⑧ 財団又はサイバーセキュリティ統括責任者による監査・点検・検査への協力義務
⑨ サイバーセキュリティに関する要件が遵守されず、インシデントが発生した場合の損害賠償等に関する規定
⑩ サイバーセキュリティインシデント発生時に、財団がインシデントの内容及び受託者名等を公表することがあること

第４条　情報システムに関する委託の追加要件

本委託業務に情報システムの構築又は運用・保守が含まれる場合、受託者は第３条に定める事項に加えて、以下の事項を遵守しなければならない。

（共通事項）

（１）受託者は、委託業務の実施にあたり、財団の情報システムに財団の意図せざる変更が加えられないための対策を講じなければならない。受託者及び再委託先の作業工程を記録・管理し、何が行われたかを財団が事後的に確認できる体制を維持すること。

（情報システムの構築を受託する場合）

（２）受託者は、財団との契約に基づき、以下をすべて含む対策を実施しなければならない。

① 仕様書で定めたセキュリティ要件（アクセス制御・ログ取得・暗号化等）の適切な実装
② 納品前におけるセキュリティの観点に基づく試験（脆弱性診断等）の実施及びその結果の財団への報告
③ 開発環境及び開発工程におけるセキュリティ対策の実施並びに工程の記録・管理

（情報システムの運用・保守を受託する場合）

（３）受託者は、財団との契約に基づき、以下をすべて含む対策を実施しなければならない。

① 情報システムに実装されたセキュリティ機能が適切に運用されるための要件の遵守
② 運用・保守の過程で情報システムに変更が生じた場合（設定変更・バージョンアップ・パッチ適用等を含む。）の、変更内容の財団への速やかな報告

第５条　不正アクセス対策

受託者は、財団の情報システム又は財団が管理するデータへのアクセスを伴う業務を実施する場合、少なくとも以下の攻撃手法を念頭においたセキュリティ対策を講じなければならない。

① サービス不能攻撃（DoS／DDoS 攻撃等）
② 標的型攻撃（標的型メール等）

③ 認証に対する攻撃（パスワードスプレー攻撃、ブルートフォース攻撃、パスワードリスト攻撃等）
④ アプリケーションに対する攻撃（SQL インジェクション、XSS、CSRF 等）

第 6 条　インシデント発生時の対応
（1）受託者は、本委託業務の遂行に関連してサイバーセキュリティインシデントが発生し、又は発生したおそれがあると認めた場合は、その事態の帰責の有無にかかわらず、直ちに財団に報告し、財団と協議するとともに、被害の拡大防止に必要な措置を速やかに講じなければならない。
（2）受託者は、インシデントの発生後、事実関係、発生原因及び再発防止策を記載した報告書を財団に提出しなければならない。
（3）財団は、受託者のインシデント発生に係る対応が不十分と判断した場合、インシデントの内容及び受託者名等を公表することがある。受託者はあらかじめこれに同意するものとする。

第 7 条　委託業務終了時の対応
（1）受託者は、委託業務の終了に際して、財団から提供を受けた情報資産（紙媒体・電磁的記録媒体等を含むすべての有形物）を速やかに財団に返還し、又は復元不可能な方法で廃棄しなければならない。
（2）受託者は、前項の廃棄を行った場合は、廃棄した情報の項目・数量・廃棄方法・廃棄日を記載した消去完了確認書を財団に提出しなければならない。
（3）受託者は、委託業務終了時において、本特記事項のすべての事項を遵守した旨を書面で財団に報告しなければならない。再委託を行った場合は、再委託先等における遵守状況についても同様に報告すること。

第 8 条　監査・点検への協力
財団は、本委託業務の遂行に伴うサイバーセキュリティ対策の状況を確認するため必要があると認めるときは、受託者の作業場所への立入調査を含む実地調査を実施することができる。受託者は、財団から調査の実施を要求された場合はこれに応じなければならない。再委託先についても同様とする。

第 9 条　義務違反時の対応
（1）受託者が本特記事項に定める義務に違反した場合、財団は本委託契約を解除することができる。
（2）受託者の義務違反によって財団が損害を被った場合、財団は受託者に損害賠償を請求することができる。

第 10 条　違約金

（1）受託者が本特記事項に定める義務に違反したことにより財団に損害が生じた場合、受託者は財団に対して違約金として契約金額の 100 分の 10 に相当する額を支払う義務を負う。

（2）財団に生じた損害が前項に基づく違約金額を上回る場合には、財団は実際に生じた損害額を立証することで、受託者に対して立証した額を違約金として請求することができる。

（3）個人情報の取扱いに係る義務違反については、個人情報特記仕様が添付される場合は、個人情報に関する特記仕様の定めを優先して適用する。